

ガス供給業に係る令和4年度税制改正について

○ ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、課税方式が見直されて、次の税率が適用されます。

(1) 特定ガス供給業

法人事業税			特別法人事業税の税率
区	分	税率	
特定ガス供給業 (特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う法人)	収入割	0.5184(0.48) %	基準法人収入割額の62.5%
	付加価値割	0.8085(0.77) %	
	資本割	0.336 (0.32) %	

(2) (1) 以外の一般ガス供給業 (一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を除く)

法人事業税				特別法人事業税の税率	
区		分	税率		
一般ガス供給業	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人又は公益法人等	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.71(3.5) %	基準法人所得割額の37%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.618 (5.3) %	
			所得のうち年800万円を超える金額	7.42 (7) %	
			本県と他の2以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	7.42 (7) %	
	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等を除く)	所得割	所得割	1.18 (1) %	基準法人所得割額の260%
			付加価値割	1.26 (1.2) %	
			資本割	0.525 (0.5) %	

※ なお、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業者については、従来どおり次の税率が適用されます。

法人事業税			特別法人事業税の税率
区	分	税率	
一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業者	収入割	1.06 (1) %	基準法人収入割額の30%

※ () 内の税率は、資本金の額または出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人に適用される税率です(保険業法に規定する相互会社については、()内の税率は適用されません)。

※ 基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは標準税率によって計算した所得割額及び収入割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄()書きの税率です。